

国部整経調第52号

「中部地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領」を次のように定める。

令和7年4月1日

中部地方整備局
総務部 経理調達課長

中部地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

（目的）

第1条 中部地方整備局（港湾空港関係に限る）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積り合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という）第99条第2号から第7号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積り合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 見積り合わせ時において、中部地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 四 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 五 その他、見積り依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

- 2 見積り合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

（見積り依頼の方法等）

第5条 オープンカウンター方式に基づく見積り依頼については、調達機関においてホームページ上で閲覧に供するほか、その調達案件を電子調達システム（GEP S）により公開し、参加を希望する者が電子調達システム（GEP S）より見積り依頼書及び仕様書等をダウンロードすることをもって見積り依頼とする。

なお、これにより難しい場合は調達機関に問い合わせること。

（見積り書の提出等）

第6条 見積り書は、本要領及び前条に定める見積り依頼（以下「見積り依頼書」を熟読の上、提出すること。

- 2 見積書の書式は任意とし、記載する事項は下記のとおりとする。
 - 一 調達件名
 - 二 見積金額（諸経費を含めた総合計額を記載することとし、品目内訳があるものは品目ごとの単価を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。）
 - 三 見積書提出日
 - 四 住所、社名、代表者氏名、代表者印（代表者印の押印を省略する場合にあっては、担当者名、代表連絡先を見積書欄外に記載のこと。）
 - 五 見積依頼書に記載する宛名
- 3 見積書の提出は、メール又は持参によるものとする。
- 4 一度提出された見積書の引換、変更又は取消しは認めない。
- 5 見積りに際し、納入等を行う物品について、仕様書等で指定した規格等と異なる規格（後継品若しくは同等品）で見積を行う場合には、見積書の提出前に契約担当課まで申し出ること。申し出のない規格外の物品の納入は認めない。

（見積合わせ）

- 第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。
- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
 - 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、オープンカウンター方式を取り止め、別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことがある。

（見積書の無効）

- 第8条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。
- 一 参加資格を有しない者の提出した見積書
 - 二 同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
 - 三 見積書の提出期限後に提出された見積書
 - 四 第6条第2項に定める必要事項の記載が無い、又は誤字・脱字により意思表示が不明瞭な見積書
 - 五 金額を訂正した見積書
 - 六 明らかに連合によると認められる見積書
 - 七 前各号に掲げるほか、見積依頼に関する条件に違反した見積書

（契約の相手方の決定）

- 第9条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- 2 契約の相手方となるべき見積りを行った者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて受注者を決定する。当該見積をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって見積事務に関係の無い職員にくじを引かせる。
 - 3 見積合わせは、見積書の提出期限以後概ね2日以内に行い、その結果は原則として、契約の相手方に決定した者のみに通知する。その他の参加者には問い合わせがあれば通知する。

（契約の締結）

- 第10条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第11条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- 4 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求める場合があるので、依頼があった場合にはこれに従うこと。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

- 1 . 本要領は、令和7年4月1日から適用する。
- 1 . 「中部地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領」（令和4年5月27日付け国部整経調第75号）については、廃止する。